

東京都特別養護老人ホーム施設整備等のあり方に関する検討委員会設置要綱

22福保高施第1305号

平成22年11月9日

(設置)

第1条 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行された場合、老人福祉法及び介護保険法が改正され、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を都の条例で定めることとなる。このことについて専門的視点から検討を行うほか、特別養護老人ホームの整備のあり方等の検討を行うため、東京都特別養護老人ホーム施設整備等のあり方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について、専門的視点から検討を行う。

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- (2) 特別養護老人ホームの整備のあり方
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 外部委員
学識経験者等で福祉保健局長が必要と認める者 7名
- (2) 東京都職員
ア 福祉保健局高齢社会対策部長
イ 福祉保健局高齢社会対策部担当部長（特命）
- (3) 幹事
ア 福祉保健局高齢社会対策部計画課長
イ 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
ウ 福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長
エ 福祉保健局指導監査部指導第一課長

(委員長)

第4条 検討委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉保健局高齢社会対策部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する他の委員が、順次に委員長

の職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 外部委員の任期は、1年とする。

(招集等)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(検討委員会の取扱い)

第7条 検討委員会及び検討委員会に係る資料は、公開とする。ただし、委員長の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議に係る資料を非公開とすることができる。

2 検討委員会の委員は、検討委員会において知り得た個人に関する秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部施設支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年11月1日から適用する。